

施設使用料の改定について（お知らせ）

平素は考古博物館事業に対し、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が令和元年10月1日に施行される
予定です。

これに伴い、消費税等の税率が変動した場合には当博物館におきましても、令和元
年10月1日から改正後の税率を適用し、施設使用料を下記のとおり改定させていただ
きます。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

記

改 定 後				改 定 前			
使用料				使用料			
区分 施設	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで	区分 施設	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで	午前9時 から午後 4時30分 まで
講堂	2,300円	2,510円	4,190円	講堂	2,200円	2,400円	4,000円
会議室	410円	410円	730円	会議室	400円	400円	700円
備考 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。				備考 冷暖房を使用する場合は、使用料の20パーセントを加算した額とする。			

以上

鈴鹿市考古博物館